

千葉県印旛郡市少年野球連盟

規 約

<改定内容>

1. 第5条

市町村合併により、「本連盟は、5市（四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市）2町（栄町、酒々井町）2村（本埜村、印旛村）内の軟式少年野球チームで組織する。」の内、下線部分の記述を削除する。

2. 第7条

5項「登録のチームは同時に関係団体（千葉県少年野球連盟、千葉県野球協会）に登録される。」の内、下線部分を削除する。

3. 第8条

8項を9項とし、8項に「事務局次長（会計補佐）1名」を追記する。

4. 第9条

「役員は、地区（市町村）の登録チームに・・・」の内、下線部分を削除する。

5. 第38条

「(6) 本規約は平成23年2月26日より施行する。」を追記する。

千葉県印旛郡市少年野球連盟規約

第1章 名称及び事務所

- 第1条 本連盟は千葉県印旛郡市少年野球連盟と称する。
第2条 本連盟の事務所は千葉県印旛郡市内の会長宅に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本連盟は千葉県印旛郡市内の軟式少年野球チームを統括するとともに、少年野球の興隆発展と青少年の健全な育成並びに各チーム相互の親睦、親善を図ることを目的とする。
- 第4条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 大会の企画及び実施に関すること。
 2. 登録チームとの連絡、調整に関すること。
 3. 代表チームの選考、派遣に関すること。
 4. 他団体との折衝、交流に関すること。
 5. 野球技術向上のための講習会等の開催に関すること。
 6. その他本連盟の目的達成のために必要とする事業。

第3章 組 織

- 第5条 本連盟は、5市（四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市）2町（栄町、酒々井町）内の軟式少年野球チームで組織する。

第4章 選手資格及び登録

- 第6条 本連盟に登録されるチーム、選手、指導者は第3条に規定された少年野球チームの選手及び指導者とする。
- 第7条 登録は次のとおりとする。
1. 登録は毎年行う。
 2. 登録の選手は小学校1年生以上とする。
 3. 登録チームは所定の登録費、年会費、大会参加費を納入しなければならない。
 4. 登録料2,000円、年会費8,000円、大会参加費5,000円とする。
 5. 登録のチームは同時に関係団体（千葉県少年野球連盟）に登録される。

第5章 役員

第8条 本連盟に次の役員を置く。

1. 顧問・参与	若干名
2. 会長	1名
3. 副会長	若干名
4. 事業部長	1名
5. 審判部長	1名
6. 理事	20名以内
7. 事務局長（会計）	1名
8. 事務局次長（会計補佐）	1名
9. 監事	若干名

第9条 役員は、地区（市町）の登録チームに応じて総会で選出される。

第10条 会長は理事会の推薦に基づき総会で選出する。

第11条 会長は本連盟を代表し連盟を統括する。

第12条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第13条 役員が任期中途で退任の場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第14条 会長は理事会の承認のもとに関係団体に役員を派遣する。

第15条 会長は役員として顧問、参与を委嘱することができる。

第6章 会議

第16条 本連盟は、総会、理事会及び代表者会議（大会抽選会）とする。

第17条 総会は本連盟の最高議決機関であって登録チームの指導者で構成する。

第18条 総会は年度始めに会長が招集し次の事項を付議決定する。

1. 前年度事業及び会計報告に関する件
2. 今年度事業及び予算計画に関する件
3. 役員の選任に関する件
4. 規約の変更に関する件
5. その他必要事項に関する件

第19条 本連盟の目的遂行にあたり、会長は必要があると認めた場合には理事会の決議により臨時に総会を開くことができる。

第20条 理事会は会長が必要であると認めた場合に随時開会する。

第21条 理事会は本規約で規定された事項、総会で議決された事項、代表者会議で協議された事項及び大会運営事項を審議しこれを遂行する。

第22条 代表者会議は各大会前に会長が招集する。

第23条 代表者会議は大会の組合わせを決める抽選会を主たる議題とするが併せて理事会での決定事項を承認する権能を有する。

第24条 総会、理事会、代表者会議は半数以上の出席者がなければ会議を開くことができない。

第25条 総会、理事会、代表者会議の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は会長がこれを決する。

第7章 大会

第26条 本連盟は大会を年7回開催するものとする。

第27条 大会は本連盟が主催、各地区が主管となって実施する。

第28条 大会は登録全チーム参加による大会と地区選抜による代表大会とする。

第29条 地区選抜による代表大会は、全チーム参加による大会が時間的に不可能な場合に開催するものとする。代表大会の地区選抜数は、各地区の登録チームに応じて配分するものとする。

第8章 会計

第30条 本連盟の会計年度は1月1日に始まり同年12月31日に終わるものとする。

第31条 本連盟の経費は年会費、大会参加費、その他の収入をもって充てる。

第32条 本連盟の会計は一般会計と特別会計とする。年会費及びその他の収入は一般会計で、大会参加費は特別会計で経理する。

第33条 会計年度の終わりに剰余金があるときは次年度に繰り越す。

第9章 規約の変更

第34条 本規約の改正は総会の議決を経なければならない。

第10章 付 則

第35条 本連盟は別に定めぬ限り大会規則は公認野球規則を準用する。

第36条 本連盟は本規約に基づく規則、規程を定める。規則、規程は理事会で別に定め、総会に報告する。

第37条 その他本規約の執行上必要なる細目は理事会でこれを定める。

第38条 (1) 本規約は平成3年3月3日より施行する。

(2) 本規約は平成9年2月23日より施行する。

(3) 本規約は平成15年3月9日より施行する。

(4) 本規約は平成17年3月5日より施行する。

(5) 本規約は平成20年3月2日より施行する。

(6) 本規約は平成23年2月26日より施行する。